

●香川県告示第58号

昭和37年香川県告示第444号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年2月27日

香川県知事 浜田恵造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
海岸保全区域 (角度の表示は磁角とする)					海岸保全区域 (角度の表示は磁角とする)				
沿岸名	海岸名	地区海岸名	管理者	海岸保全区域	沿岸名	海岸名	地区海岸名	管理者	海岸保全区域
讃岐阿波	吉見漁港	略			讃岐阿波	吉見漁港	略		<p>1 指定場所 香川県木田郡庵治村字鎌野、 字高砂地先</p> <p>2 指定区域</p> <p>(1) 点の位置 基点 1 ……香川県木田郡庵治村字 高砂6357の3番地地先、 県道庵治一周線中鎌野 部落会堂前の鎌野川に かかる橋梁の右岸側護 岸石積天端見通し線と 橋体床版下流の見通し 線との交点から313度 の方向314米の標杭</p> <p>〃 2 ……1から140度の方向70 米の標杭</p> <p>〃 3 ……2から101度の方向16 米の標杭</p> <p>〃 4 ……3から129度の方向73 米の標杭</p> <p>〃 5 ……4から145度の方向52 米の標杭</p>

〃 6 …… 5 から 131度の方向  
107米の標杭  
〃 7 …… 6 から 117度の方向 50  
米の標杭  
〃 8 …… 7 から 131度の方向  
130米の標杭  
〃 9 …… 8 から 116度の方向  
115米の標杭  
補助点 9 の 1 …… 9 から 38度の方向 73  
米の点  
〃 8 の 1 …… 8 から 38度の方向 77  
米の点  
〃 1 の 1 …… 1 から 38度の方向 72  
米の点

(2) 区域

1、2、3、4、5、6、7、8、  
9、9の1、8の1、1の1、1の各  
点を順次に結んだ線に囲まれた区域